

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 8 月 26 日

金 曜 日

第 4098 号

目 次

告 示

○保安林の指定予定	1
○道路の区域変更	3
○道路の供用開始	4

告 示

富山県告示第374号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 8 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1

1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市在房字石名坂3の1・4の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、細野字丸塚194の1、194の2、195、196（次の図に示す部分に限る。）、利賀村下原字後野原山43、66、利賀村百瀬川字西山13（次の図に示す部分に限る。）、院瀬見字東山11の28、小二又字左近1から4まで、6、7、8の1、8の2、9から18まで、34・38（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

第 2

1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市西明字細谷15の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第375号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）

第30条の2の規定により告示する。

平成28年8月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡入善町神子沢334、335・336の1・337の1・338の1・340の1・341の1・343の1・344の1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、352、353、403・420（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、五十里312の1（次の図に示す部分に限る。）、313、314、315の1、316の1・317の1・318の1・321の1・322の1・323の1・324の1・325の1・326の1（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、327の1、328の1、335の1・353の1・359・360（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第376号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において8月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 8 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 小矢部津幡線	小矢部市横谷 116番から	変更前		最大 8.1 最小 7.0	80.0	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	小矢部市横谷45番3まで	変更後		最大 11.5 最小 11.5	80.0	
県道 谷坪野芦川線	小矢部市横谷45番3から	変更前		最大 8.1 最小 7.0	80.0	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	小矢部市横谷 116番まで	変更後		最大 11.5 最小 11.5	80.0	
国道 304号	南砺市大鋸屋字大谷島32番 1から	変更前		最大 56.4 最小 32.1	64.0	砺波土木 センター
	南砺市大鋸屋字大谷島31番 19まで	変更後		最大 63.1 最小 32.1	64.0	

富山県告示第377号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において8月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 8 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 小矢部津幡線	小矢部市横谷 116番から 小矢部市横谷45番3まで	平成28年8月26日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
県道 谷坪野芹川線	小矢部市横谷45番3から 小矢部市横谷 116番まで	平成28年8月26日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
国道 304号	南砺市大鋸屋字大谷島32番1から 南砺市大鋸屋字大谷島31番19まで	平成28年8月26日	砺波土木 センター

